

《再貸付の受付は事前予約制となります》

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金および総合支援資金の特例貸付の利用が終了された皆さまを対象に再貸付を行います。

■受付期間

令和3年6月末日まで

※再貸付申請においても所定の審査が行われますので審査の結果、再貸付の利用ができない場合があります。

■再貸付対象になる世帯は次の方です。（次の要件をすべて満たす世帯であることが必要です）

条件① A『緊急小口資金特例貸付』及び B『総合支援資金特例貸付』並びに C『同延長の貸付金』の貸付が終了した世帯であること

※貸付が終了した世帯とは令和3年3月末日までに A～C のそれぞれの貸付が終了していること

条件② 再貸付申込以前に、※自立相談支援窓口で生活立て直しの相談を受けること

※自立相談支援窓口では相談者の面談を行い、世帯の収入・支出・負債の状況、給与明細・レシート・領収書等・銀行通帳等（オンライン通帳の方も）を見せていただき、相談者と話し合いながら生活改善や家計改善等の支援を行います。

※面談は予約制です。

詳細については [こちら](#) をご覧ください。

茨城県社協 [HP](#) もご参照ください。

■提出書類について

① 申請書・② 借用書・③ 状況確認シート

(居住地や世帯に変更がある方・総合支援資金の申請時から3か月以上経過している方は住民票とう本が必要になります。・振込口座を変更する場合等も通帳の写しが必要になります。)

また、貸付相談において世帯の状況を把握するためにその他の書類の提出を求める場合があります。

■ご注意ください

すでに申請している生活福祉資金特例貸付等において、届けでている住所と居住場所が異なる場合等、厳守事項に定められている届けを行っていない場合は貸付の対象と認められません。

■相談・申請窓口

かすみがうら市社会福祉協議会 貸付相談・自立相談

029-898-2527・029-879-9155

受付時間 8:30~17:15 (土日、祝日、年末年始除く)

電話等が混雑することが予想されますので、基本的なご相談につきましては下記へお問い合わせください。

<個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター>

0120-46-1999 ※受付時間：9:00~21:00 (土日、祝日含む)

<茨城県社会福祉協議会 (専用ダイヤル) >

029-297-6526 ※受付時間：8:30~17:15 (土日、祝日を除く)

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、**相談および申請 (窓口来所) は予約制となりますので、事前に電話でご予約をいただいた上での来所をお願いいたします。**

電話が集中した場合には、つながらないこともありますので予めご了承ください。